成 財 第 464 号 平成 25年 10月 1日

(あて先) 各部課かい長

成田市長 小 泉 一 成

平成 26 年度当初予算編成方針

我が国の経済は、バブル崩壊以降「失われた 20 年」とも言われる長期的な停滞に陥っており、とりわけリーマンショック及びその後の欧州政府債務危機により生じた世界経済の信用収縮と成長鈍化は日本経済に深刻な影響をもたらし、円高とデフレの悪循環により産業の空洞化も進行するなど、非常に厳しい状況に直面している。また、国の財政状況は、人口の高齢化等の要因によって歳出の増加が続く中、累次にわたる経済対策、東日本大震災への対応等が重なって、近年著しく悪化が進んでおり、今年度末には長期債務残高がGDPの2倍に達する見込みであるなど危機的な状況となっている。

政府では、日本経済の発展を支えるとともに、少子高齢化が進展する中にあっても人々が安心して暮らしていけるよう、持続可能な財政と社会保障を構築していくことが必要不可欠であるとし、政権が推進する経済政策である「三本の矢」により、早期にデフレを脱却するとともに強い経済を実現し、今後 10 年間の平均で名目GDP成長率 3%程度、実質GDP成長率 2%程度の成長を目指すとともに、国と地方を合わせた基礎的財政収支を平成 32 年度までに黒字化することを目指すとしている。

この経済対策により、個人消費は緩やかな増加が継続しており、企業収益が改善する中で設備投資の回復が見込まれており、それが雇用と所得の増加をもたらすという実体経済の好循環の動きが始まりつつある。さらに、2020 年夏季オリンピックの東京開催が決定されたことから、国際貢献やスポーツ振興のみならず、経済波及効果によって景気回復が一層力強くなると期待されている。

一方、本市の財政状況は、健全化判断比率等の各種財政指標においても健全性を保っているところではあるが、歳入では、現下の社会経済情勢において、自主財源の根幹となる税収の大幅な増加を期待することは困難であり、また、国庫補助金等は選択と効率化の傾向にあることから、依存財源についても増収を見込むことが出来ない。特に、市町村合併に伴う特例による普通地方交付税は、平成28年度から段階的に縮減し平成32年度をもって消滅する。また、歳出面では、扶助費、公債費などの義務的経費の増大、さらにインフラ施設を含む公共施設の維持管理費の増嵩が懸念されるなかで、少子・高齢化対策、地域

医療対策、地域経済対策等、本市が取り組むべき課題が山積しており、加えて、都市基盤整備等、多額の財政負担を伴う大規模事業を遂行していかなければならない状況にあることから、将来の財政運営は予断を許さない。

このような中で、本市の施策や事業を計画的に推進するための実施計画「総合 5 か年計画 2011」については、計画期間の終盤にあり、その成果と課題を共有するとともに、実効性をより高めるため、最新の社会経済情勢や国及び県の動向、本市の財政状況に基づいて事業計画を見直すローリングを実施したところである。

ローリングにおいては、「住んで良し、働いて良し、訪れて良し」というスローガンのもと、「次世代に誇れる空の港まち」「生涯を完結できるまちづくり」の実現に向けて、地域医療対策の推進、子育て支援と教育環境の整備、安心・安全の強化、福祉施策の充実、地域経済の活性化、美しく快適なまちづくり等の重点施策を推進することとしたところである。しかしながら、歳入において税収増等を一部期待できるものの、全体としては、大規模事業の進捗等により多額の財源不足が生じており、財政調整基金からの繰り入れで対応せざるを得ない状況であることから、厳しい財政運営が見込まれる。

従って、平成 26 年度の予算編成においては、「総合 5 か年計画 2011」を着実に推進するため、不断の行政改革と行政コストの削減により、限られた財源を効率的かつ効果的に配分するとともに、複雑化・多様化する課題の解決に向け、現場主義を徹底し、市民の声に耳を傾け、市民ニーズの実情をきめ細かく把握し、的確に反映した予算を編成していくものとする。

1 総括事項

(1) 年間予算の編成

予算編成に当たっては、国及び県、経済の動向に注意し、総計予算主義の原則に基づき、予定される歳入歳出を的確に把握し、関係部課と密接な連絡を図りながら年間予算の編成を行うこと。

なお、年度途中の補正は、制度の改正に伴うもの、災害関係費等緊急なもの又は当 初予算編成の段階で特に協議したもののほかは行わない方針である。

(2) 現行行財政制度による編成

国の予算、地方財政計画等が決定されていないため、原則として現行行財政制度に 基づき編成する。

ただし、国の政策決定がなされたものや、国及び県の予算案等が判明したものについては、予算編成途中で修正する。特に、歳入における補助負担金の新設や削減、廃

止等、また、歳出における扶助費等の新設については、国及び県の動向を注視し、情報収集を的確に行うこと。

なお、条例等制度の改正が前提となるものについては、予算編成と並行して庁議等 に諮ること。

(3) 「総合5か年計画2011」との整合

ローリング後の「総合 5 か年計画 2011」との整合を図りながら、計画の実現に向けて積極的に取り組むこと。なお、特段の事情により計画外で実施すべき事業がある場合は、事前に企画政策課と協議すること。

(4) 行政評価等の反映

実施計画のローリングと同時に実施した行政評価における事務事業評価及び市民満 足度調査の結果と整合させること。

なお、議会及び監査委員からの意見については、これを十分に参酌し、早期に対応 すべきものについて計上すること。

(5) 行政改革大綱等の予算編成への活用

「成田市第5次行政改革大綱」に示された基本的な考え方に基づき、成田市行政改革推進計画(平成25~27年度)」に計上された取組事項の進捗状況を検証するとともに、新たな財源確保や経費の削減に積極的に取り組み、簡素で効率的、効果的な行政経営に努めること。

(6) 経常的経費に係る予算編成権とインセンティブ措置

経常的経費に属する事業費については、各部局に配当するので、部局長のリーダーシップの下、PDCAサイクルを念頭に置き、各事務事業について、必要性、緊急性、費用対効果等あらゆる角度から再検証し、自ら工夫した予算編成を行うものとする。

また、各部局に配当した経常的経費に係る一般財源を削減し、その財源を新規事業又は拡充に充てる場合は、その事業に係る予算額を優先的に措置するものとする。

(7) 特別会計の財政運営

特別会計においては、設置目的に従い、経営の合理化と経費の節減に努めるとともに、財源の確保を積極的に図り、一般会計からの繰入れについては、その繰出基準の範囲内とすることを基本とする財政運営の確保を図ること。

2 重点施策

実施計画のローリングを踏まえ、「住んで良し、働いて良し、訪れて良し」、「次世代に誇れる空の港まち」、「生涯を完結できるまちづくり」の実現に向けて、平成 26 年度の重点施策は次のとおりとする。

(1) 身近なところで適切な医療を受けられる地域医療対策の推進

地域医療対策の重要な機能を担う医科系大学を誘致する。また、公的病院が実施する高度医療機器の導入支援、医師や看護師等の医療従事者の確保対策、救急医療体制の整備、住民健康診断の充実などにより、身近なところで適切な医療を受けられる地域医療対策を推進する。

(2) 子育て支援の充実と教育環境整備の推進

保育所における一時保育の拡充、小規模保育や家庭的保育等の地域型保育の推進、 児童ホームの整備及び保育時間の延長、市立幼稚園における幼児教育の充実などに取 り組む。

さらに、学校トイレの洋式化、学校給食共同調理場整備による教育環境の充実など、 子育て支援の充実と教育環境整備を推進する。

(3) 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

防犯カメラの増設による子どもの安全確保の推進、大規模災害に備えた防災備蓄用品の充実、消防車両の更新による消防力の強化、公共施設等の耐震化、道路橋りょうや管渠等のインフラ施設の長寿命化などにより、安心安全に暮らせるまちづくりを推進する。

(4) 高齢者や障がい者にやさしい福祉施策の推進

高齢者の交通手段の確保とサービス拡充、高齢者の生きがいづくり拠点施設の整備、 障がい者の相談体制の充実、障害者の雇用促進を図るなどにより、高齢者や障がい者 にやさしい福祉施策を推進する。

(5) 地域特性を活かした産業の振興と地域経済の活性化

成田ブランドに磨きをかける観光プロモーションや戦略的な情報発信の展開、観光拠点施設の整備、企業誘致の推進、中小企業への支援、農業基盤施設の整備促進、農業者支援の充実などにより、地域の特性を活かした地域経済の活性化に取り組む。

(6) 美しく快適で自然環境に優しいまちづくりの推進

国際空港都市の表玄関としての機能を強化する中心市街地整備と駅前再開発事業を 推進する。また、景観計画による良好な都市景観の創造、区画整理事業の促進に取り 組み、美しく快適なまちづくりを推進する。

さらに、公共施設の建設や大規模改修に合わせた太陽光発電設備の導入、住宅用の 太陽光発電システムや省エネルギー設備の導入支援により、美しく快適で自然環境に 優しいまちづくりを推進する。

(7) 市制施行60周年事業

本市のさらなる発展に向け、全ての市民が成田を愛し、誇りに思えるような機会とする各種記念事業を実施する。

3 個別的事項

予算見積書の作成にあたっては、総括的事項及び重点施策を踏まえたうえで、次に掲げる個別的事項に留意すること。

なお、経常的経費については、各部局を単位として配当額を提示するので、各部局の 権限において、優先順位付けによる取捨選択及び創意工夫に努め、これを限度として編 成するものとする。

(1) 歳入に関する事項

① 市税

税制改正、経済動向を十分に勘案し、確実かつ最大限の年間収入見込額を計上すること。特に、税負担の公平を期するため、課税客体の完全捕捉と徴収率の一層の向上に努めること。

② 地方交付税、地方譲与税、交付金

国の予算編成状況と地方財政計画の策定の方向を見極めて、的確な収入見込みを計上すること。

③ 国庫支出金、県支出金

事務事業の緊急度とその効果を十分検討し、補助金ということから安易に受け入れることなく、主体的な判断に基づき取捨選択のうえ計上すること。

また、国及び県の動向を注視し、制度の創設、拡充、縮減、廃止等の状況把握に 努め、関係機関と十分連絡をとり、的確な見積りを行うものとする。

④ 分担金、負担金、使用料、手数料、諸収入

総体的に住民サービスの向上を図るためには、受益者に応分の負担を求めることは、重要な要素であることを十分に認識し、住民負担の公平性の確保の観点と受益者負担の原則に立って、関係事務事業費の動向に即応して見直しを行い、公正な費用負担の確保に努め、見直し後の年間収入見込額を計上すること。

また、未収金については、積極的な徴収対策を講じ、その解消に努めること。

⑤ 市債

市債の活用に当たっては、適債性、将来の財政負担を十分検討のうえ、基礎的財政収支を意識して見積りを行うものとする。

⑥ その他

零細又は捕捉困難な収入についても、なおざりにすることなく収入の増加に努めること。また、市が所有している財産の有効活用、不用な物品の売却、あるいは広告収入等の新たな収入源の発掘に積極的に取り組み、財源の確保を図ること。

(2) 歳出に関する事項

事務事業の徹底的な見直しを行い、"最少の経費で最大の行政効果"を挙げることを目標とすることはもとより、公と民の適切な役割分担が確保されているか、事業の果たす役割が終了していないかなど改めて検証を行い、執行経費の公平性、透明性に十分留意のうえ計上すること。

① 人件費

職員の適正な配置及び事務の簡素化、合理化を推進すること。

② 物件費等

旅費や物件費等の消費的経費については、徹底的に事務の洗い直しを行い、その 削減に努めること。

旅費:全国的なものは、原則廃止。審議会等の視察は、必要最小限度を旨とし、 隔年、日帰りを原則とする。

消耗品・備品等:物品の調達にあたっては、グリーン購入に努めること。また、 課内で物品を使用しなくなった時は、部内あるいは庁内に情報を発信し、リユースに努めること。

食糧費:必要性を再検討のうえ、削減に努めること。

図書・追録・新聞等:パソコンの普及に伴いインターネットを最大限に活用することにより情報収集に努め、図書、追録、新聞等あらゆる面において再検討し、削減すること。

維持管理委託:施設・設備の長寿命化を図るため、日常の保守管理に必要な委 託項目をチェックし、仕様を検討すること。

③ 維持補修費

保守点検委託等の報告に留意し、施設の現況を的確に把握し、優先度の高いものから年間の枠の中で計画的に執行できるように努めること。

④ 補助金、負担金

補助金及び負担金については、改めて公益性を考査し、既に目的を達したもの、 効果が少ないもの等については、積極的に整理を行い、他のものについても時限等 を設けるなど、自主性・自立性を尊重する観点から、全般にわたり抜本的な見直し を行うこと。

また、各種団体に対する運営費補助金については、収益を上げることを目的とするものではないことを改めて認識し、繰越金等、その団体の収支状況を的確に把握し、慣例的な要求をすることなく、適正な額の算定に努めること。

なお、負担金は、原則として各負担金審議会の承認を得たもののみ計上すること。

⑤ 補助事業

国、県、市間の経費負担区分の明確化を図り、超過負担の解消については、積極的に関係機関に働きかけ、財政秩序の確立に努めること。また、国及び県からの委託事業については、委託金の範囲内で賄うことを原則とする。

⑥ 投資的経費

「総合 5 か年計画 2011」における計画事業を計上し、事業費の精査を図ること。

⑦ 消費税

消費税率の引き上げについては、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うこと とされていることから、これに伴う経費の増については、国の判断にあわせて対応 すること。